

平成28年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社サトー商会
代 表 者 名 代表取締役社長 滝口 良靖
(コード：9996、東証JASDAQ)
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 岡本 雄次郎
(Tel.022-236-5600)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月28日開催予定の第67回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成28年6月28日
定款変更の効力発生日	平成28年6月28日

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 19 条 (条文省略) (取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、その選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 19 条 (現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、12名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、その選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</u></p> <p>第 23 条 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役会の決議によって <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第26条 (条文省略) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第28条 (条文省略) (取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>第30条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。 (監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、3名以上とする。 (監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を越えることはできない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第30条 (現行どおり) (取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>第32条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第33条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p> <p>第34条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p> <p>(招集権者)</p> <p>第37条 <u>監査役会は、各監査役が招集する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第38条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <u>当社は、取締役会の決議によって監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合に、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第40条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第41条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令が定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役が署名または記名捺印する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第42条 <u>監査役会に関しては、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第43条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第44条～第46条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第47条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第48条～第52条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(招集権者)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第38条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第39条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第40条 <u>監査等委員会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第45条～第49条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第67回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>